平成２３年（フ）第２６１号
大阪府岸和田市北町２番21号
債務者　横田　孝治
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２８０号
大阪府阪南市箱の浦2492番地の196
債務者　森岡　園子（旧姓古居）
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３１９号
大阪府和泉市鶴山台３丁目７番79―505号
債務者　畠中工務店こと　畠中　節夫
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３２０号
大阪府和泉市鶴山台３丁目７番79―505号
債務者　畠中ノブ子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３３９号
大阪府泉南市信達市場31番地の171
債務者　垣見　玲子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３５３号
大阪府貝塚市東山１丁目28番１号
債務者　貫戸　悦子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３６０号
大阪府和泉市鶴山台２丁目１番１―221号、前住所大阪府和泉市府中町６丁目13番54―203号
債務者　阪口内装こと　阪口　　健
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３６４号
大阪府貝塚市王子828番地102
債務者　阿藤　芳子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３７４号
大阪府和泉市府中町６丁目14番６―603号、前住所大阪府和泉市和気町１丁目10番７号サニーヒル和泉302
債務者　梶原　美華
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３７９号
大阪府和泉市鶴山台２丁目10番46―104号
債務者　山本　貴嗣
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３８０号
大阪府和泉市鶴山台２丁目10番46―104号
債務者　山本　仁巳
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３８４号
大阪府泉佐野市南中樫井255番地　東健一方
債務者　久徳　節子（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３８６号
大阪府岸和田市南町３番24号ア・コテ・ドゥ・シャトーくすの木208号、前住所大阪府岸和田市南町42番11号
債務者　宇野　一也
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３８７号
大阪府泉大津市式内町11番13―３―207号府営泉大津式内住宅
債務者　小島　律子（旧姓玉置）
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３９５号
大阪府貝塚市三ツ松2722番地37棟203号
債務者　西田　博美
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３９８号
大阪府泉佐野市新安松２丁目３番37―105号
債務者　森永智津香
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３９９号
大阪府岸和田市土生町２丁目19番22―103号、前住所大阪府岸和田市中井町３丁目14番25―202号
債務者　似内　春樹
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４０５号
大阪府泉佐野市鶴原1903番地、住民票上の住所大阪府貝塚市王子812番地
債務者　脇阪　輝昭
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係